

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会における行事等の共催及び後援等の 名義使用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他民間団体・企業等が主催する博覧会、展示会、講演会、研修会、記念式等の各種行事について、主催者から社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）への共催依頼、又は協議会の後援名義使用の申請があった際に、適正かつ公平な取扱いを図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 協議会が主体的に実施すべき行事を他の団体等と共同して実施するもの又は他の団体等からの依頼により共同して実施するもの
- (2) 後援 協議会が当該行事の趣旨に賛同し外部的に支援するもの

(基準)

第3条 協議会が共催を行う行事等及び後援名義の使用を承認することができる行事等は、いずれも協議会の事業推進に寄与すると認められ、かつ、地域住民の生活に真に役立つと認められるものに限る。

2 次のいずれかに該当するときは、共催の実施又は名義の使用を承認しない。

- (1) 当該行事が公序良俗に反するもの、その他社会的な非難を受ける恐れのあるものであるとき
- (2) 当該行事が宗教的色彩又は政治的色彩を有しているものであるとき
- (3) 当該行事が私的な利益を目的としているものであるとき
- (4) 施設使用料の減額のみを目的としているものであるとき
- (5) その他、協議会会長が承認することを適当でないと認めたとき

(依頼及び申請)

第4条 共催依頼については、行事等共催依頼申請書により行事の実施前に協議会に申請しなければならない。

2 後援の名義使用については、後援名義使用承認申請書により行事の実施前に協議会に申請しなければならない。

3 共催依頼及び後援名義の使用申請ができるのは、協議会の設立趣旨を理解し、地域福祉の推進に支援・協力をしようとする団体とする。

(承認)

第5条 共催又は後援名義の使用にかかる承認の可否については、書面により主催者に通知する。

2 承認にあたっては、行事の実施状況を把握するために必要な事項等のほか、以下の各号にある条件を必要に応じて付すものとする。

- (1) 協議会は、別に定める協定書によるほかは行事等に要する経費は負担しない。
- (2) 印刷物等を作成する場合は、事前にその原稿を提示すること
- (3) 行事等の計画に変更等があった場合は、直ちに、届け出ること

- (4) 行事等の実施上、共催又は後援にふさわしくない行為があった場合は、承認を取り消すことがある。
 - (5) 行事等の終了後は、速やかに結果の概要を文書により報告すること
- 3 後援名義の使用については、特に主催者の要望がある時は、「協力」又は「協賛」名義として承認することができる。
- 4 行事等の共催の場合、協議会は主催団体と協議の上、協定書を作成するものとする。

(使用承認後の実施状況調査)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、行事等の実施状況を視察又は調査することができる。

(実施報告)

第7条 承認を受けた主催者は、当該行事等の終了後速やかに報告書を提出しなければならない。

(承認の取消)

第8条 承認を受けた主催者が、承認条件を守らなかった時は、当該行事等における承認を直ちに取消することができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。